

大阪経済法科大学 21世紀社会総合研究センター
第5回自治体政策研究会
「総合区8区案の検討」
区政検証と更なる区政改革
2017. 5. 20

経過

- * 24年8月の公募区長就任以降、区政改革の推進
- * 一昨年5月の住民投票の結果を受け、総合区の検討開始
- * 昨年7月22日総合区3案の提示
- * 翌8月から本年1月まで各区で特別区・総合区説明会の開催および意見募集
- * 本年1月に区長会議による「区政の検証」公表
- * 3月に区長会議へ区割り総合区案が提起、検討の結果了承
- * 3月23日吉村市長が「一般市並みの8区案」公表

総合区8案の内容と比較

説明会資料参照(P19など)

基本的考え方(P13参照)

A案(11区案):現行事務+限定事務

B案(8区案):一般市並み事務 **今回はこれ**

C案(5区案):中核市並み事務

なお、どの案でも、現行の区役所は、支所として窓口業務は継続(P23参照、組織はP20参照)

例えば、大区制度の横浜市の行政区と今回の比較

- * 局から区への権限移譲は、横浜市の行政区の権限(A案)は実施
- * さらに、例えば
 - ・民間保育所の設置許可・助成等の実施
 - ・私立幼稚園に対する助成
 - ・スポーツセンター・屋内プールの運営
 - ・広域避難場所、津波避難ビル案内板の整備

区民により近い区に権限あれば、よりきめ細かいニーズに対応

そもそも、この案で何も問題はないのか？

現行の行政区や区CMで問題がないなら、
権限をさらに移譲すればよいが？

約5年間区政改革・公募区長制度の検証から（「区政の検証」）

区政運営編

1、区長権限の強化

- 区シティマネジャー（区CM）により権限の拡大
⇒ 権限移譲が不十分
- 教育委員会区担当教育次長を兼務し、分権型教育行政の推進
⇒ 権限があいまいで混乱

24区役所と局との関係を温存したまま、権限移譲しても課題が

2、略

3、区民が区政運営に参加する仕組み

* 区政会議の運営の改善と区政参画の拡大

各区任せで、成功事例の共有化や浸透がない。

⇒ **条例改正も、仕組みの再構築を**

区政会議が地域の総意を表明する場となっていない

地域活動協議会との関係も明確になっていない

⇒ **区政会議と地活協の関係性を整理**

地域のコンセンサスを得る手法の構築

地域社会づくり編

(住民自治・地域自治の仕組みづくり)

1、豊かなコミュニティづくり

区単位のコミュニティ支援が中心で、自治会・町会や向こう3軒両隣などの身近なコミュニティへの支援が不十分

⇒自治会・町会にも目を向けた支援を検討

2、地域活動の活性化

自治会や子ども会などに目を向けて来なかったため、組織基盤が弱体化
地縁団体とNPOなどのテーマ型団体の連携が不十分

⇒タテ、ヨコ、ナナメの関係構築へ支援

3、市民による自律的な地域運営の実現

* 地域活動協議会は形成されたが地域課題や将来像が共有されていない

⇒ 地活協が最低限担うべき機能を整理し、
条例化も含め、機能を担保する 仕組みを構築

4、地域公共人材の充実への支援

- * これまで市が任命してきた各種のリーダーが、縦割りで、地域の担いとなっていない(生涯学習推進員、人権啓発推進員など18職種)
⇒事業目的ごとに任命してきた地域公共人材の役割を明確にし、公共人材の全体像を体系化し、概念を浸透させる。
また、その掘り起こしや育成も行う。
- * まちづくりセンターや派遣型の地域公共人材が活かされていない
- * 「たちあげ」支援が中心となっていたが、きめ細かな支援ができていない
⇒活用のあり方を検討する。

結論

- ・区政運営編の課題は、おおむね、総合区の議論が深化すれば、解決に向け検討が進むと考えられる。
- ・地域社会づくり編の課題は、大都市制度の議論とは別に、住民自治・地域自治の課題として、引き続き議論となる。

ただし、総合区設置に伴い、地域自治区(現行の24区)の設置、地域自治協議会の設置、また総合区区政会議の設置など住民参画の仕組みの議論もあるので、その議論の中で、地域の声を区政に反映する仕組みと地域の総意の形成の議論が検討される。